

改正

平成30年 6 月27日規則第30号

平成31年 3 月26日規則第 8 号

平成31年 3 月27日規則第 7 号

館山市看護師等修学資金貸付条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、館山市看護師等修学資金貸付条例（平成22年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付日等)

第 2 条 修学資金の貸付日は、毎月15日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日とする。

2 修学資金は、1万円を単位として貸し付けるものとする。

3 修学資金の貸付けは、金融機関の口座に振り込む方法によって行うものとする。

(貸付対象者)

第 3 条 条例第 3 条第 3 号の規則で定める者は、修学者の親とする。ただし、両親が死亡又はその他の理由により不在の場合は、修学者と生計を一にする 2 親等以内の親族とする。

(貸付期間)

第 4 条 条例第 5 条に規定する決定通知に定める貸付期間の開始月は、貸付けの決定のあった日の属する月の 3 月前までさかのぼることができる。ただし、貸付けの決定のあった日の属する年度の 4 月より前にさかのぼることはできない。

(申請手続)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項の申請をしようとする者は、看護師等修学資金貸付申請書（別記第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第 2 号様式）
- (2) 保証書（別記第 3 号様式）
- (3) 連帯保証人 2 名の印鑑証明書
- (4) 在学証明書

(5) 同意書

(連帯保証人)

第6条 条例第6条第1項に規定する連帯保証人は、成年者で独立した生計を営むものとする。この場合において、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、そのうち1名を親権者又は後見人としなければならない。

2 借受人は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があったときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の連帯保証人を変更する場合にあっては、連帯保証人変更届に変更後の連帯保証人の保証書（別記第3号様式）及び印鑑証明書を添付しなければならない。

(決定通知)

第7条 市長は、条例第6条第2項の規定により修学資金の貸付けの可否を決定したときは、当該申請者に対し看護師等修学資金貸付決定（却下）通知（別記第5号様式）を交付するものとする。

(貸付決定取消事由等の届出)

第8条 条例第7条第3項に規定する報告は、次の各号のいずれかに該当したときに、辞退（退学、休学、留年、停学、長期欠席）届（別記第6号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 辞退するとき。

(2) 退学したとき。

(3) 休学したとき。

(4) 留年したとき。

(5) 停学になったとき。

(6) 長期欠席をしたとき。

2 借受人が死亡したときは、法定代理人が連帯保証人と連署のうえ、借受人死亡届（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第1項第3号から第6号までの規定中、届け出た後復学又は進級したときは復学・進級届（別記第8号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(貸付金の返還)

第9条 条例第8条本文の規定により、月賦均等払方式により返還されるべき貸付金の返還期限は、毎月、月の最終日（その日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日）とする。ただし、12月に返還すべき貸付金については、別に定める日をもって返還期限とするものとする。

(返還免除の不適用)

第10条 条例第9条第1項本文ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 養成施設を卒業し、看護師等の免許を取得した後（借受人が修学資金以外の当該養成施設における修学に伴う貸付け（国及び他の地方公共団体並びに市長が特に認める団体が行う貸付金を除く。以下「特定修学資金」という。）を受けた場合において、当該特定修学資金の返還の債務の免除を受けるためにその貸付条件で定められた医療機関等で従事した期間（以下「特定従事期間」という。）があるときは、当該特定従事期間の経過後）、直ちに安房郡市内において継続して借受相当期間に看護師等の業務に従事しなかった場合
- (2) 養成施設を卒業した日から1年2月が経過する日までに看護師等の免許を取得できなかった場合

(返還免除の特例)

第11条 条例第9条第1項第4号の規則で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

- (1) 心身の故障 身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働に著しい制限を加える障害を残すもの
- (2) 災害 住居又は家財に2分の1以上の損害を与えるもので、修学資金の返還が困難であると認められるもの

(従事期間の特例)

第12条 本市内で看護師等の業務に従事していた期間と安房郡市（本市を除く。）内で看護師等の業務に従事していた期間を合算した期間が借受相当期間に達するときは、条例第9条第1項第2号に該当するものとする。

- 2 前項の規定に該当する借受人のうち、その借受相当期間、別表に定める市内医療機関及び市内医療機関とみなす医療機関並びにその他市長が特に認めた医療機関等において従事した者は、条例第9条第1項第1号に該当するものとする。ただし、この場合は、市内医療機関から市内医療機関とみなす医療機関又はその他市長が特に認めた医療機関等に異動した場合に限る。

(返還免除の申請)

第13条 条例第9条の規定により、修学資金の返還すべき債務の免除を受けようとする者は、看護師等修学資金返還免除申請書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(返還猶予の期間)

第14条 条例第10条第1項本文の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 条例第10条第1項第1号、第5号又は第6号に該当する場合 その理由が継続する間
 - (2) 条例第10条第1項第2号又は第3号に該当する場合 借受相当期間（条例第10条第1項第4号にも該当するときは、当該養成施設が指定する期間を除く。）
 - (3) 条例第10条第1項第4号に該当する場合 養成施設が指定する期間
- 2 条例第10条第1項ただし書の規則で定める場合については、同条第1項第1号、第6号及び第7号に該当するときは除き、第10条第1号の規定を準用する。
 - 3 条例第10条第1項第7号の市長が必要と認めるときは、看護師等の免許を取得しようとするときとし、その貸付金の猶予の期間は、養成施設を卒業した日から1年2月が経過する日までとする。

（返還猶予の申請）

第15条 条例第10条第1項の規定による修学資金の返還猶予を受けようとする者は、看護師等修学資金返還猶予申請書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（返還免除又は猶予の決定通知）

第16条 市長は、条例第11条の規定により、修学資金の返還の免除又は猶予の可否を決定したときは、修学資金返還免除（猶予）決定（却下）通知（別記第11号様式）により、当該申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

第17条 削除

（借用証書）

第18条 借受人は、修学資金の貸付期間が終了したときは、直ちに看護師等修学資金借用証書（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（免許取得届）

第19条 借受人は、看護師等の免許を取得したときは、直ちに免許取得届（別記第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（就業届等）

第20条 借受人は、看護師等の業務に従事したときは、直ちに就業届（別記第15号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出をした者が、就業場所又は就業している業務を変更したときは、直ちに就業変更届（別記第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（退職届）

第21条 借受人は、返還する債務が免除されるまでの期間（以下「返還債務期間」という。）中に

退職したときは、直ちに退職届（別記第17号様式）を市長に提出しなければならない。

（現況報告書）

第22条 借受人は、貸付期間中又は返還債務期間中、毎年3月31日現在の現況報告書（別記第18号様式）を市長に提出しなければならない。

（氏名変更届等）

第23条 借受人は、貸付期間中又は返還債務期間中、氏名又は住所の変更があったときは、直ちに氏名（住所）変更届（別記第19号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月27日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条及び別記第12号様式の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第12条第2項関係）

市内医療機関	亀田ファミリークリニック館山 館山市正木4304番地9 社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター 館山市山本1155番地
市内医療機関とみなす医療機関	亀田総合病院 鴨川市東町929番地

別記

第1号様式（第5条）

看護師等修学資金貸付申請書

年 月 日

館山市長 様

申請者 ㊦

看護師等修学資金の貸付けを受けたいので、館山市看護師等修学資金貸付条例施行規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	住所			ふりがな 氏名		
	電話番号			生年月日	(年 月 日生)	
※申請者の住所が 市外の場合に記入		親 (親族)	住所	館山市		
			氏名及び 続柄	()	電話番号	
連帯 保証人	ふりがな 氏名及び続柄		生年月日	住所		職業
	()					
	()					
養成 施設	名称			入学年月	年 月	
	所在地			卒業見込年月	年 月	
貸付申請金額	月額	万円	貸付申請期間	年 月 日から 年 月 日まで		
特定修学資金 利用の有無	有 ・ 無		特定従事期間 (見込)	年 月 日から 年 月 日まで		
振込先 口座	金融機関名		支店名等	種別	口座番号	
				普通・当座		
申請資格等について、住民基本台帳により市が必要な個人情報を確認することに同意します。				氏名	㊦	

- | | | |
|--------|-----------------|---------|
| 【添付書類】 | 1 誓約書（別記第2号様式） | 4 在学証明書 |
| | 2 保証書（別記第3号様式） | 5 同意書 |
| | 3 連帯保証人2名の印鑑証明書 | |

誓 約 書

年 月 日

館山市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

私は、借受人として、館山市看護師等修学資金貸付条例及び同条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

誓 約 書

年 月 日

館山市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

私は、借受人として、館山市看護師等修学資金貸付条例及び同条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

保 証 書

年 月 日

館山市長 様

連帯保証人	住 所	
	氏 名	㊟
	電話番号	
	生年月日	年 月 日
連帯保証人	住 所	
	氏 名	㊟
	電話番号	
	生年月日	年 月 日

私たちは、下記の者が修学資金の貸付けを受けた場合は、その連帯保証人となり、館山市看護師等修学資金貸付条例及び同条例施行規則に従い、修学資金の返還の債務を連帯して負担します。

記

住 所
申請者
氏 名

在籍している養成施設の名称

備考 連帯保証人は、実印を押印すること。

連帯保証人変更届

年 月 日

館山市長 様

借受人 住所
氏名 ⑩
新連帯保証人 ⑩

次のとおり連帯保証人を変更しましたので、届け出ます。

	ふりがな 氏名	生年月日	住所	職業	本人との 関係
			電話番号		
新連帯 保証人					
旧連帯 保証人					
変更の 理由					
変更 年月日					

貸付決定年月日	年 月 日
決定番号	第 号

備考 新連帯保証人は、実印を押印すること。

添付書類 新連帯保証人の印鑑証明書

第6号様式（第8条第1項）

辞退（退学，休学，留年，停学，長期欠席）届

年 月 日

館山市長 様

借受人氏名 ㊦
 連帯保証人氏名 ㊦
 連帯保証人氏名 ㊦

次のとおり { 修学資金の借受けを辞退するので，
 退学（休学，留年，長期欠席）したので，
 停学となったので， } 届け出ます。

事実の生じた期 日（又は期間）	年 月 日（から 年 月 日 まで）	
事 由	1 辞退 2 退学 3 休学 4 留年 5 停学 6 長期欠席	
貸付けを受けた期間	年 月 日から 年 月 日	箇月

貸付決定年月日	年 月 日
決定番号	第 号

借受人死亡届

年 月 日

館山市長 様

借受人の法定代理人氏名 ㊟

連帯保証人氏名 ㊟

連帯保証人氏名 ㊟

次のとおり借受人が死亡したので、届け出ます。

1 借受人の氏名

2 死亡年月日 年 月 日

3 死 因

4 在籍施設名又は勤務先

5 修学資金受領済額 年 月分から

年 月分まで

円

貸付決定年月日	年 月 日
決定番号	第 号

添付書類 死亡診断書又は戸籍抄本

復学・進級届

年 月 日

館山市長 様

借 受 人氏名 ㊟
連帯保証人氏名 ㊟
連帯保証人氏名 ㊟

次のとおり復学・進級したので、届け出ます。

事実の生じた期日	年 月 日		
事 由	復学・進級		
貸付けを受けた期間	年 月 日から	年 月 日	箇月

貸付決定年月日	年 月 日
決 定 番 号	第 号

看護師等修学資金返還免除申請書

年 月 日

館山市長 様

館山市看護師等修学資金の貸付けを受けましたが、次の事由により修学資金の返還の免除を受けたいので申請します。

借受人	住所	〒 (-)			
	氏名	印	生年月日	年 月 日	
連帯保証人	氏名	印	借受人との続柄		
	氏名	印	電話番号		
返還免除を受けようとする事由					
貸付けを受けた金額		円	貸付けを受けた期間	年 月 から 年 月 まで	箇月
返還免除申請額		円	既に返還した金額	円	返還した期間 年 月 から 年 月 まで
卒業施設名			卒業年月	年 月	
免許取得年月日		年 月 日	免許種類	免許番号	第 号
卒業後の状況	期間	就業した施設の名称又は進学した他種の養成所		就業した施設の市内・郡内・郡外の別	
	年 月 から 年 月 まで			1 市内・2 安房郡内 3 安房郡外	
	年 月 から 年 月 まで			1 市内・2 安房郡内 3 安房郡外	
	年 月 から 年 月 まで			1 市内・2 安房郡内 3 安房郡外	
看護師等の業務に従事することができなかった期間等	年 月 から 年 月 まで	事由			
申請書提出時の施設の長の証明 上記の者が当施設に就業していることを証明します。 年 月 日 施設の長 印					
※貸付決定年月日		年 月 日	※決定番号		第 号
※免除年月日		年 月 日	※免除の根拠		条例第9条第1項第 号該当

注1 ※については、記入しないこと。

看護師等修学資金返還猶予申請書

年 月 日

館山市長 様

館山市看護師等修学資金の貸付けを受けましたが、次の事由により修学資金の返還の猶予を受けたいので申請します。

借 受 人	住 所	〒 (-)			
	氏 名	印	生 年 月 日	年 月 日	
連 帯 保 証 人	氏 名	印	借受人との続柄		
	氏 名	印	電 話 番 号		
貸付けを受けた金額		円	貸付けを受けた期間	年 月から 年 月まで	箇月
返還猶予申請額		円	既に返還した金額	円	返還した期間 年 月から 年 月まで
猶予希望期間		年 月から 年 月まで [] 箇月			
卒業施設名			卒業年月	年 月	
免許取得年月日		年 月 日	免許種類	免許番号	第 号
就 業 先	就業年月	年 月	備考		
	ふりがな所在地	〒 (-)			
	ふりがな施設名称				
	電話番号	就業先区分		1 市内 ・ 2 安房郡内 3 養成所指定施設	
看護師等の業務に従事することができなかった期間等		年 月から 年 月まで	事 由		
申請書提出時の施設の長の証明 上記の者が当施設に就業していることを証明します。 年 月 日 施設の長 印					
※貸付決定年月日		年 月 日	※決定番号		第 号
※猶予年月日		年 月 日	※猶予の根拠		条例第10条第 号該当

注1 ※については、記入しないこと。

修学資金返還免除（猶予）決定（却下）通知

第 号
年 月 日

住所
氏名

館山市長



館山市看護師等修学資金貸付条例に基づき修学資金の返還の免除（猶予）を下記のとおり決定（却下）したので通知する。

記

1 決定

返還免除	返還免除の額	円
返還猶予	返還猶予の額	円
	返還猶予期間	年 月から 年 月まで

2 却下
理由

第12号様式 削除

第13号様式 (第18条)

看護師等修学資金借用証書

年 月 日

館山市長 様

借受人 住所
氏名 ㊟
連帯保証人 ㊟
連帯保証人 ㊟

次のとおり修学資金を借用しました。

借用金額	円
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還方法	月賦 繰上げ

※借用金額は総額を記載すること。

貸付決定年月日	年 月 日
決定番号	第 号

免許取得届

年 月 日

館山市長 様

借受人 住所
氏 名

㊟

次のとおり免許を取得したので届け出ます。

- 1 免許の種類
- 2 免許の登録番号
- 3 免許の取得年月日 年 月 日
- 4 卒業した施設名
- 5 卒業した年月日 年 月 日

貸付決定年月日	年 月 日
決定番号	第 号

添付書類

看護師等免許証の写し

就 業 届

年 月 日

館山市長 様

借受人 住 所
氏 名

㊟

次のとおり（看護師・准看護師）の業務に従事することになったので、届け出ます。

就 業 年 月 日		年 月 日			
勤 務 場 所	ふりがな 所在地	郵便番号		電話番号	
	ふりがな 施設名称				
上記のとおり就業したことを証明します。					
					年 月 日
施設の長					印

（注） カッコ内は看護師又は准看護師のどちらかに○をすること。

貸付決定年月日	年 月 日
決 定 番 号	第 号

就 業 変 更 届

年 月 日

館山市長 様

借受人 住 所
氏 名

㊞

次のとおり就業場所（業務）を変更したので、届け出ます。

変 更 年 月 日		年 月 日			
新 勤 務 場 所	ふりがな 所 在 地	郵便番号		電話番号	
	ふりがな 施 設 名 称				
旧 勤 務 場 所	ふりがな 所 在 地	郵便番号		電話番号	
	ふりがな 施 設 名 称				
新 業 務					
旧 業 務					
上記のとおり就業したことを証明します。					
年 月 日					
施設の長				印	

貸付決定年月日	年 月 日
決 定 番 号	第 号

退職届

年 月 日

館山市長 様

借受人 住 所
氏 名 ⑩
連 帯 保 証 人 ⑩
連 帯 保 証 人 ⑩

次のとおり退職しましたので、届け出ます。

退 職 年 月 日	年 月 日
事 由	
上記のとおり退職したことを証明します。 年 月 日 施設の長 印	

貸付決定年月日	年 月 日
決 定 番 号	第 号

現況報告書

年 月 日

館山市長 様

借受人 ㊟

次のとおり 年3月31日現在の現況を報告します。

借受人現住所		郵便番号		電話番号	
修学・勤務場所	ふりがな所在地	郵便番号		電話番号	
	ふりがな施設名称				
上記のとおり在学・就業していることを証明します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 施設の長 印 </div>					

貸付決定年月日	年 月 日
決定番号	第 号

氏名（住所）変更届

年 月 日

館山市長 様

借受人氏名 ㊦

次のとおり氏名（住所）を変更したので、届け出ます。

1 新事項

住 所	郵便番号		電話番号	
ふりがな 氏 名				

2 旧事項

住 所	郵便番号		電話番号	
ふりがな 氏 名				

3 変更理由

4 変更年月日 年 月 日

貸付決定年月日	年 月 日
決 定 番 号	第 号